

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 28

処 分 名	進学・就職準備給付金の支給決定	
処 分 の 概 要	生活保護による進学・就職準備給付金の支給を決定する。	
根 拠 法 令 名	生活保護法(昭和25年法律第144号)	
条 項	第55条の5第1項	
所 管 課	生活福祉総務課、生活福祉業務第1課及び生活福祉業務第2課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	約2週間	
標 準 処 理 期 間	計	約2週間
審査基準	生活保護法施行規則第18条の7、同規則第18条の8、同規則第18条の8の2、同規則第18条の8の3、生活保護法による進学・就職準備給付金の支給について(平成30年6月8日社援発0608第6号)及び生活保護法による進学・就職準備給付金の取扱いについて(平成30年6月8日社援保発0608第2号)に定める基準に該当すること。 【根拠法令等】 生活保護法 (進学・就職準備給付金の支給) 第五十五条の五 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する(居住地がないか、又は明らかでないときは当該所管区域内にある)被保護者(十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者その他厚生労働省令で定める者に限る。)であつて、次の各号のいずれかに該当するものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、進学・就職準備給付金を支給する。 一 教育訓練施設のうち教育訓練の内容その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるもの(「特定教育訓練施設」という。)に確実に入学すると見込まれる者 二 厚生労働省令で定める安定した職業に確実に就くと見込まれる者その他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者 生活保護法施行令施行規則 (進学・就職準備給付金の支給の対象者) 第十八条の七 法第五十五条の五第一項各号列記以外の部分に規定する厚生労働省令で定める者は、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した者であつて、法第五十五条の五第一項第一号に該当する者にあつては第一号及び第二号に掲げるもの(同項第二号に該当する者にあつては第三号から第六号までに掲げるもの)とする。 一 保護の実施機関が、高等学校等(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する高等学校(以下「高等学校」という。)、中等教育学校(同法第六十六条に規定する後期課程に限る。))若しくは特別支援学校(同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。)(いずれも同法第五十八条第一項(同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。))に規定する専攻科及び別科を除く。))又は同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校(高等学校に準ずると認められるものに限る。)をいう。以下同じ。))に就学することが被保護者の自立を助長することに効果的であるとして、就学しながら保護を受けることができると認めた者(以下「高等学校等就学者」という。)であつて、当該高等学校等を卒業し又は修了した後直ちに特定教育訓練施設に入学しようとするもの 二 高等学校等就学者であつた者(災害その他やむを得ない事由により、高等学校等を卒業し又は修了した後直ちに特定教育訓練施設に入学することができなかつた者に限る。)であつて、当該高等学校等を卒業し又は修了した後一年を経過するまでの間に特定教育訓練施設に入学しようとするもの 三 高等学校等就学者であつて、当該高等学校等を卒業し又は修了した後引き続き同法第十八条の八の二に規定する安定した職業に就こうとするもの(これに準ずる者として第一八条の八の三各号に掲げるものを含む。)) 四 高等学校等就学者であつて、当該高等学校等を卒業し又は修了した後引き続き同法第十八条の八の二に規定する安定した職業に就こうとするもの 五 高等学校等就学者であつた者(災害その他やむを得ない事由により、当該高等学校等を卒業し又は修了した後引き続き同法第十八条の八の二に規定する安定した職業に就くことができなかった者(これに準ずる者として第十八条の八の三各号に掲げるものとなることができなかった者を含む。))に限る。)であつて、当該高等学校等を卒業し又は修了した後一年を経過するまでの間に同条に規定する安定した職業に就こうとするもの 六 高等学校等就学者であつた者(災害その他やむを得ない事由により、当該高等学校等を卒業し又は修了した後引き続き同法第十八条の八の二に規定する安定した職業に就くことができなかった者に限る。)であつて、当該知識及び技能の習得後一年を経過するまでの間に同条に規定する安定した職業に就こうとするもの (特定教育訓練施設) 第十八条の八 法第五十五条の五第一項第一号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる教育訓練施設とする。 一 学校教育法第一条に規定する大学 二 学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校(同法第二百五条第一項に規定する専門課程に限る。)) 三 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の七第一項第二号に規定する職業能力開発短期大学校、同項第三号に規定する職業能力開発大学校及び同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校 四 国立研究開発法人水産研究・教育機構法(平成十一年法律第百九十九号)第十二条第一項第五号に規定する業務に係る国立研究開発法人水産研究・教育機構の施設 五 独立行政法人海技教育機構法(平成十一年法律第二百十四号)第十一条第一項第一号に規定する業務に係る独立行政法人海技教育機構の施設(十六歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるときに入学するものを除く。)) 六 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律(平成二十年法律第九十三号)第十六条第六号に規定する国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う施設 七 高等学校及び学校教育法第一条に規定する中等教育学校(同法第六十六条に規定する後期課程に限る。)(いずれも同法第五十八条第一項(同法第七十条第一項において準用する場合を含む。))に規定する専攻科に限る。))、同法第二百二十四条に規定する専修学校(同法第二百五条第一項に規定する一般課程に限る。))並びに同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校のうち、被保護者がこれらを卒業し若しくは修了し、又はこれらにおいて教育を受けることによりその者の収入を増加させ、若しくはその自立を助長することができる見込みがあると認められるもの 八 前各号に掲げるもののほか、被保護者が卒業し若しくは修了し、又は教育を受けることによりその者の収入を増加させ、若しくはその自立を助長することができる見込みがあると認められる教育訓練施設	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

(法第五十五条の五第一項第二号の厚生労働省令で定める安定した職業)
第十八条の八の二 法第五十五条の五第一項第二号の厚生労働省令で定める安定した職業は、おおむね六月以上雇用されることが見込まれ、かつ、最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると認められるものとする。

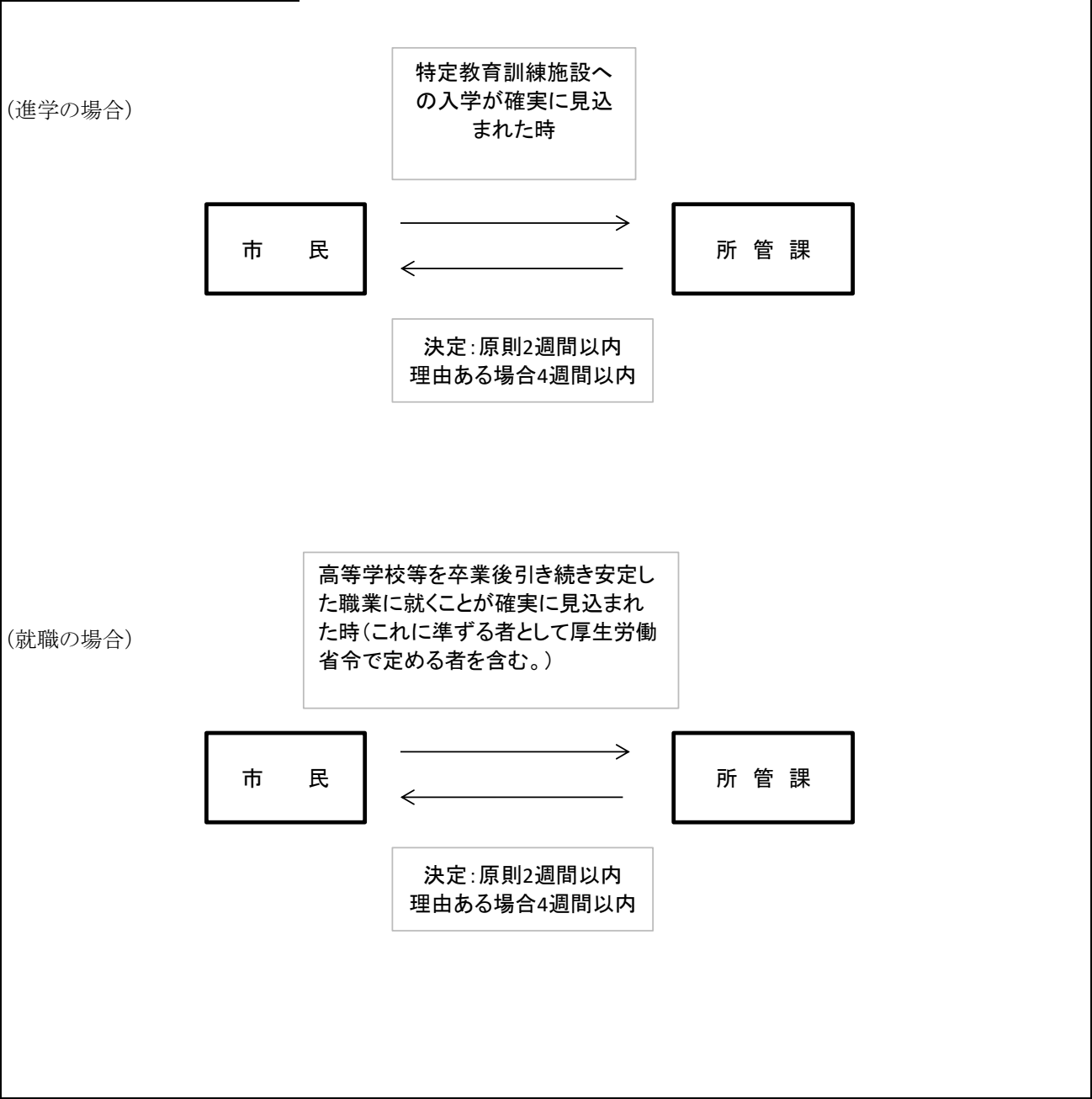
(法第五十五条の五第一項第二号の厚生労働省令で定める者)
第十八条の八の三 法第五十五条の五第一項第二号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 事業を確実に開始すると見込まれる者であって、おおむね六月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれるもの

二 職業(前条に規定する安定した職業を除く。)に確実に就くと見込まれる者であって、その者が属する被保護世帯において、その者の就労による収入の増加により、おおむね六月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれるもの

生活保護法による進学・就職準備給付金の支給について(平成30年6月8日社援発0608第6号)
生活保護法による進学・就職準備給付金の取扱いについて(平成30年6月8日社援保発0608第2号)

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。